

マネーツリー株式会社との契約の一部公表内容について

株式会社静岡中央銀行（以下、「当行」）は、2018年6月1日に施行された「銀行法等の一部を改正する法律」とそれに係る政府令等に基づき、マネーツリー株式会社（以下、「当社」）との API 連携サービス（以下、「本サービス」）による接続に係る契約内容の一部を公表いたします。

1. 利用者に損害が生じた場合における当該損害についての当行と当社との賠償責任の分担に関する事項（銀行法第五十二条の六十一の十 第二項の一）

- (1) 本サービスに関して利用者に損害が生じたときは、速やかにその原因を究明し、当社の利用規約に基づき賠償又は補償が不要となる場合を除き、利用者に生じた損害を賠償又は補償する。
ただし、当該損害が預金等の不正払戻しに起因するものである場合、当社は、一般社団法人全国銀行協会が公表しているインターネットバンキングにおける預金等の不正な払戻しに関する申し合わせにおける補償の考え方に基づき、利用者に補償を行うものとする。
- (2) 当社は、当該損害が専ら当行の責めに帰すべき事由によるものであることを疎明したときは、当社が利用者に賠償又は補償した損害を当行に求償することができる。
- (3) 当社は、当該損害が当行及び当社双方の責めに帰すべき事由によるものであることを疎明したときは、当行に対し双方の責めに帰すべき理由の大きさを考慮して、誠実に協議の上、当行と合意した額を求償することができる。
- (4) 当社は、当該損害が当行又は当社のいずれの責めにも帰すことができない事由により生じたとき、又はいずれの責めに帰すべき事由により生じたかが明らかでないときは、当行及び当社は、当該損害に係る負担について、誠実に協議を行う。
- (5) 当行は、銀行機能若しくは API に関して利用者に生じた損害を事前に当社と協議の上で利用者に対して賠償若しくは補償した場合、又はやむを得ないと客観的かつ合理的な事由により判断して本サービスに関して利用者に生じた損害を利用者に対して賠償若しくは補償した場合、以下のとおり当社に求償できる。
 - ①当該損害が専ら当社の責めに帰すべき事由によるものであることを当行が疎明したときは、当行が利用者に賠償又は補償した損害を当社に求償することができる。
 - ②当該損害が当行及び当社双方の責めに帰すべき事由によるものであることを当行が疎明したときは、当社に対し双方の責めに帰すべき事由の大きさを考慮して、誠実に協議の上、当社と合意した額を求償することができる。
 - ③当該損害が当行又は当社のいずれの責めにも帰すことができない事由により生じたとき、又はいずれの責めに帰すべき事由により生じたかが明らかでないときは、当行及び当社は、当該損害に係る負担について、誠実に協議を行う。

2. 当社による利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当社が当該措置を行わない場合に当行が行うことができる措置に関する事項
(銀行法第五十二条の六十一の十 第二項の二)

- (1) 当社は、利用者情報を、個人情報保護法その他の法令、ガイドライン等を遵守し、かつ当社の利用規約に従って取り扱うものとする。
- (2) 当社は、本サービスに関し、コンピュータウイルスへの感染防止、第三者によるハッキング、改ざん又はその他のネットワークへの不正アクセス又は情報漏洩等を防止するために必要なセキュリティ対策を、当社の費用と責任において行うものとする。
- (3) 当行は、当社が虚偽又は誤認のおそれのある表示を行い、その他誤認防止、利用者保護、利用者情報の適正な取扱い若しくは安全管理又は法令等遵守の観点から高度に問題があると客観的かつ合理的な事由により判断するときは、改善を求めることを経ずに、本サービスを停止することができる。

3. 電子決済等代行業再委託者※が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために、当社が行う措置並びに当該措置を行わないときに当行が行うことができる措置に関する事項
(銀行法第五十二条の六十一の十 第二項の三【銀行法施行規則第三十四条の六十四の十六】)

- (1) 当社は、電子決済等代行業再委託者に対し、当社による利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置と同等の義務を負わせ、電子決済等代行業再委託者の費用と責任においてこれを遵守させる。
- (2) 当行は、電子決済等代行業再委託者に上記(1)の義務の不履行があり、又は、当社が電子決済等代行業再委託者に対するかかる指導若しくは改善を適切に行っていないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは、当社に電子決済等代行業再委託者との接続の停止を求めることができるものとし、又は当社が相当期間内に電子決済等代行業再委託者との接続を停止しない場合は本サービスを制限若しくは停止することができるものとする。

※電子決済等代行業再委託者とは、銀行法施行規則第三十四の六十四の九第三項のいずれかに該当する事業者のことをいう。

以 上